

食品産業特定技能協議会入会規程

平成 31 年 3 月 29 日 運営委員会決定

食品産業特定技能協議会規約第 12 条の規定に基づき、食品産業特定技能協議会入会規程を次のように定める。

(入会基準)

第 1 条 食品産業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、食品産業特定技能協議会規約（以下「規約」という。）を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

(加入手続)

第 2 条 飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能所属機関になった者は、協議会の構成員になるため、農林水産省のホームページ内の申込みフォームに必要事項を記入の上、入会の申込みを行うものとする。

2 飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能所属機関に対して支援を行おうとする登録支援機関は、協議会の構成員になるため、農林水産省のホームページ内の申込みフォームに必要事項を記入の上、入会の申込みを行うものとする。

(資格確認)

第 3 条 特定技能所属機関又は登録支援機関からの前条の申込みを受けた場合には、事務局は、必要に応じて、「特定技能雇用契約に係る届出書の写し」、「飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書の写し」又は「外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書の写し」その他必要な書類の提出を受け、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認する。

2 協議会の構成員であることの要件を満たすことが確認された場合には、事務局は、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの証明書を発行する。

(証明書の再交付)

第4条 構成員は、証明書を失ったときは、証明書再交付申請書を事務局へ送付する。

(変更手続)

第5条 第2条の入会の申込みに係る内容に変更が生じた場合には、構成員は、変更届出書を事務局へ送付する。

(退会手続)

第6条 構成員は、飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能所属機関でなくなった場合は、退会届出書を事務局へ送付するとともに、証明書を返却する。

2 構成員が前条の変更届出を行わず、又は当該構成員と連絡が取れない場合には、当該構成員は協議会を退会したものとみなすことができる。

(除名)

第7条 協議会は、協議会の構成員となっている特定技能所属機関又は登録支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該機関を構成員から除名することができる。

- 一 各種法令又は規約に違反したとき
- 二 協議会に対する協力を怠ったとき
- 三 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

附 則

本規程は、平成31年4月1日から施行する。